

神奈川県行政書士会災害対策本部設置規則

(目 的)

第 1 条 地震等災害発生により罹災した神奈川県行政書士会の会員、及び事務局職員並びにその家族等に対する救援対策に関し、災害対策本部の設置とその必要事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 災害対策本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別に定める災害対策本部要綱により、その実施を推進する。
- (2) 災害に関する情報の収集と救援活動を実施する。
- (3) 日本行政書士会連合会との連絡調整に関すること
- (4) 国及び自治体等関係機関との連絡調整に関すること
- (5) そのほか必要に応じ、その権限に属すること

(組 織)

第 3 条 災害対策本部は、本部長及び副本部長、本部員で組織する。

- (1) 本部長には、本会会長を充てる。
 - (2) 副本部長には、本会副会長を充てる。
 - (3) 本部員には、本会理事及び会長が指名した者
- 2 災害対策本部に、事務局及び班を置く。

(職 務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括し、所属部員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、予め定められた副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(会 議)

第 5 条 本部長は、必要に応じ、本部会議を招集する。

- 2 緊急を要し、会議を招集する暇がないときは、本部長は処理すべき事項について専決処分することができる。

(委 任)

第 6 条 その他この規則に定めのない必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 3 月 4 日から施行する。